平成24年12月14日（金曜日）

# 第４回松島町議会定例会会議録

（第１日目）

出席議員（１６名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 緑山市朗　君 | ２番 | 佐藤皓一　君 |
| ３番 | 高橋辰郎　君 | ５番 | 高橋利典　君 |
| ６番 | （欠番） | ７番 | 渋谷秀夫　君 |
| ８番 | 高橋幸彦　君 | ９番 | 尾口慶悦　君 |
| １０番 | 色川晴夫　君 | １１番 | 赤間　洵　君 |
| １２番 | 太齋雅一　君 | １３番 | 後藤良郎　君 |
| １４番 | 片山正弘　君 | １５番 | 菅野良雄　君 |
| １６番 | 今野　章　君 | １７番 | 阿部幸夫　君 |
| １８番 | 櫻井公一　君 | | |

欠席議員（１名）

| | |
|---|---|
| ４番 | 伊賀光男　君 |

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 町長 | 大橋健男　君 |
| 副町長 | 高平功悦　君 |
| 総務課長兼<br>選挙管理委員会事務局長 | 熊谷清一　君 |
| 財務課長 | 舘山　滋　君 |
| 企画調整課長兼<br>企画調整班長 | 亀井　純　君 |
| 町民福祉課長 | 安部新也　君 |
| 産業観光課長 | 阿部礼子　君 |
| 建設課長 | 中西　傅　君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐々木千代志　君 |
| 水道事業所長 | 丹野　茂　君 |
| 危機管理監兼<br>環境防災班長 | 阿部祐一　君 |

| | |
|---|---|
| 震災復興対策監 | 小　松　良　一　　君 |
| 総務管理班長 | 佐　藤　　進　　君 |
| 教　　育　　長 | 小　池　　満　　君 |
| 教　育　課　長 | 櫻　井　光　之　　君 |

---

事務局職員出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　務　局　長 | 櫻　井　一　夫 | 主　　幹 | 佐々木　弘　子 |

---

議　事　日　程　（第１号）

平成２４年１２月１４日（金曜日）　午前１０時　　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　会期の決定

１２月１４日から１２月１９日まで６日間

〃　第　３　諸般の報告

〃　第　４　第１常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃　第　５　第１常任委員会の所管事務調査中間報告について

〃　第　６　第２常任委員会の所管事務調査報告について

〃　第　７　陳情第　３号　東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について

〃　第　８　陳情第　４号　生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年４月以降も継続を求める陳情について

〃　第　９　陳情第　５号　町道高城松島線整備に関する陳情について

〃　第１０　報告第１１号　和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〃　第１１　報告第１２号　平成２３年度松島町教育委員会教育行政点検評価について（朗読説明）

〃　第１２　議案第８５号　専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度松島町一般会計補正予算（第６号））

〃　第１３　議案第８６号　松島町暴力団排除条例の制定について（朗読説明）

〃　第１４　議案第８７号　職員の給与に関する条例の一部改正について（朗読説明）

〃　第１５　議案第８８号　松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について（朗読説明）

〃　第１６　議案第８９号　塩釜地区消防事務組合規約の変更について（朗読説明）

〃　第１７　議案第９０号　字の区域を新たに画することについて（朗読説明）

〃　第１８　議案第９１号　大郷町の公の施設の設置に関する協議について（朗読説明）

〃　第１９　議案第９２号　工事請負契約の締結について（朗読説明）

〃　第２０　議案第９３号　平成２４年度松島町一般会計補正予算（第７号）について（朗読説明）

〃　第２１　議案第９４号　平成２４年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について（朗読説明）

〃　第２２　議案第９５号　平成２４年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

〃　第２３　議案第９６号　平成２４年度松島町下水道事業特別会計補正予算第４号」について（朗読説明）

〃　第２４　議案第９７号　平成２４年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）について（朗読説明）

〃　第２５　委員会提案第１号　国による子どもの医療費無料化の制度の創設を求める意見書について（朗読説明）

〃　第２６　委員会提案第２号　乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について（朗読説明）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　会

○議長（櫻井公一君）　皆さん、おはようございます。

平成24年第４回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。

松島町－－－－－－－－－－－です。

それから、お知らせをいたします。

４番伊賀光男議員でありますが、体調をちょっと壊しておりまして、気管支炎等でありまして、塩釜市立病院に入院中ということでありますので、本定例議会に欠席届が出ておりますので、お知らせをいたします。

それから、会議に入ります前に、皆様方に議席の変更についてをお諮りしたいと思います。

６番の議席の高橋利典議員、マイクの調子がちょっと悪いので、５番の議席に変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　それでは、高橋利典議員につきましては、５番の議席で今定例会お願いをいたします。

---

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、11番赤間　洵議員、12番太齋雅一議員を指名します。

---

日程第２　会期の決定

○議長（櫻井公一君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの６日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの６日間に決定しました。

---

日程第３　諸般の報告

○議長（櫻井公一君）　日程第３、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　本日、第４回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

まず最初に、先日の地震について報告させていただきます。

平成24年12月７日午後５時19分、三陸沖を震源とする震度４の地震が発生し、発生に合わせて特別警戒１号配備をしき、体制を整備いたしました。５時22分、津波警報発令とともに避難勧告を町内全域に発令しております。

避難状況についてでございますが、町内18カ所の避難施設に避難者の方が730人ほどございました。人命や施設等の地震に伴う被害はございませんでした。

次でございます。

本日、11月30日の議会全員協議会時に要望のありました実施計画を配布させていただきました。現在、予算編成中でございますので、事業費を盛り込んではおりませんが、よろしくお願いいたします。

また、東日本大震災の復旧復興に当たる一時的な職員不足の解消のため、宮城県において被災市町に派遣する任期付職員を採用し、平成25年１月１日及び２月１日から平成26年12月31日までの２年間、本町に４名の方が派遣されることに、12月10日に決定したところでありますので、ご報告いたします。

なお、任期付職員４名分の今年度分の経費につきましては、宮城県から２月上旬ごろに示される予定であることから、３月議会定例会にて対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が２件、専決処分の承認が１件、条例制定等が６件、工事請負契約の締結が１件、平成24年度補正予算が５件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成24年９月７日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてでありますが、９月７日に第３回松島町議会定例会を招集し、21日までの会期において、松島町東日本大震災復興特別区域法第28条第１項の規定に基づく準則を定める

条例の制定、補正予算及び各種会計決算認定等についてご審議をいただき、ご承認をいただきました。

９月17日には第55回敬老会を開催し、77歳以上の方2,226人をお祝いいたしました。

９月下旬には、約１年間にわたり大規模改修する中央公民館で、リニューアル前の思い出に残る公民館まつりを開催いたしました。

９月21日、公民館まつり第１弾として、松島芸能ひろばを開催いたしました。多様な芸能を堪能した町民の皆様は、一様に夢と感動の世界に引き込まれたと思います。講演終了後には、日本芸能実演団体協議会会長であり、狂言師である、人間国宝の野村　萬さんからお言葉をいただき、これからも松島を舞台に講演をいただくことを約束されたところであります。

また、23日には、第２弾として、劇団「30－DELUX」によるMATUSHIMA　Editionを開催いたしました。上演された劇「シェイクス」は、東京と大阪で6,000人の観客を集めた劇団が代表する作品であり、迫力あるスピーディーなストーリー展開に、集まった町民の皆様は、プロの俳優による劇を堪能したところであります。

９月29日、30日には、第３弾として、第34回町民文化祭を開催し、各種教室、団体、愛好会などから幅広く町民の方々が参加され、発表会、展示会が行われました。

10月１日には、第２回行政区長会議を開催し、松島町復興交付金事業及び役場庁舎仮移転について説明し、ご意見をいただいたところであります。

10月５日には、松島町総合計画審議会を開催し、松島町復興交付金事業及び役場庁舎仮移転について説明をし、ご意見等をいただきました。

10月６日には、中央公民館において松島町復興交付金事業及び役場庁舎仮移転についての住民説明会を行い、約80名の町民が参加し、ご質問やご意見等をいただいたところであります。

10月13日から16日には、ねんりんピック宮城・仙台2012が開催され、13日から15日には利府町と松島運動公園、松島フットボールセンターを会場にサッカー交流大会が開催され、大会には全国から64チーム、1,034人が出場し、サッカー競技を通じてお互いに交流を深めたところであります。

本町は開始式での五大堂太鼓の演奏や、試合会場でのふるまいなべなどの提供、松島の物産品の販売など、松島ならではのおもてなし等を行ったところであります。

10月24日、25日には、東京23区からの職員派遣等の調整をしていただいている東京特別区長会及び震災直後の避難所診療などの支援で来ていただいた江東区医師会にお邪魔し、御礼並びに意見交換等を行ってきたところであります。

10月25日には、指定廃棄物の最終処分場等に係る市町村長会議が開催され、県内の指定廃棄物の現状説明や指定廃棄物の処理の今後の国への対応方針などについて意見交換をしたところであります。

10月28日には、2012まつしま産業まつりが開催され、朝から風雨ともに強い悪天候でございましたが、とれたての野菜や魚介類など、約35店舗が出店され、また、マグロの解体ショーなども行われ、約1,000人が訪れ、旬の松島の味覚を満喫しておりました。

11月12日には、震災直後の被災・り災調査の支援で職員を派遣していただいた広島県東広島市にお邪魔し、御礼並びに意見交換等を行ってきたところであります。

11月16日には、平成13年度に策定した松島町観光振興計画の改定に伴い、松島の観光のあり方について考える松島町観光振興計画策定検討委員会の島谷委員長から、松島町観光まちづくり提言を受け取っております。

11月17日には、総合防災訓練を実施いたしました。昨年３月11日に発生した東日本大震災により、本町はいまだかつて経験したことのない大規模な被害を受けました。この経験を忘れることなく、さらに今後の災害に備えることが必要であり、当日は、観光船津波訓練、福浦橋における観光客津波避難訓練など、より実践に近い訓練や各行政区でのさまざまな訓練など、関連機関などを含め、約2,400人が訓練に臨んだところであります。

11月19日、20日には、行政区長等移動研修会を実施し、にかほ市自治会協議会と意見交換等を行ってきたところであります。

11月21日には、ＮＨＫホールにて全国町村長大会が開催され、その後、宮城県選出国会議員に対する要望活動等を行いました。

11月23、24日には、北海道剣淵町と松島町がロケ地となった映画「じんじん」が、11月中旬に無事完了し、これからの全国発信に向けた剣淵町試写会に出席し、剣淵町のロケ地の視察や今後の広報活動など、放映に向けた第一歩を踏み出したところであります。

なお、映画「じんじん」については、町内の関係者などを対象とした試写会を、年明けの１月中旬ごろに行うべく、関係団体等と調整しているところでございます。

11月27日には、東日本大震災で被災した手樽地内の県営海岸保全施設の災害復旧事業の安全祈願祭及び起工式が行われ、平成27年度完成に向け、工事が進められる予定であります。

11月30日には、議会全員協議会において、災害時における相互支援に関する協定等の報告及び松島町役場仮庁舎建設事業等について協議させていただきました。

12月２日には、東日本大震災の復興に向け、平野復興大臣、宮城県知事等と住宅再建や産業

再生に向けた復興まちづくりについて意見交換会が行われ、松島町の現状等を説明し、意見交換したところであります。

12月６日には、松島町観光審議会を開催し、松島町観光振興計画改定中間経過報告等について説明し、ご意見等をいただいたところであります。

次に、要望等でございますが、10月25日に、宮城県知事に対し、平成25年度予算編成並びに施策に関する要望ほか３件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君）　これで、町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷をしてお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。９月26日、10月22日、11月26日に例月出納検査について、また12月10日に平成24年度定期監査報告をいただいております。

陳情・請願・意見書等の受理は４件であります。内容は記載のとおりであります。

国・県に対する要望等は１件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。10月17日の広島県坂町議会ほか７つの市町の議会が来町しております。

会議等であります。９月７日の平成24年第３回松島町議会定例会を含め総件数54件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。11月１日に第112号が発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

議員・委員の派遣についてであります。11月６日に議会広報研究会研修に佐藤皓一議員を派遣しております。また、11月８日には、宮城県議会議員と市町村議会議員の合同セミナーが開催され、佐藤皓一議員ほか３名の議員を派遣しております。

11月９日には、宮城黒川地方町村議会議員研修会並びに表彰式が開催され９名の議員を派遣しております。研修内容については記載の通りであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君）　13番後藤でございます。

それでは、宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の報告をいたします。

去る10月２日、平成24年第３回宮城東部衛生処理組合議会定例会が宮城東部衛生処理組合会

議室において開催されました。

会議に付された案件は、条例改正２件、決算認定１件、補正予算１件の計４件であります。

議案第８号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてでありますが、これは職員の勤務時間の変更並びに、それに伴う所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

議案第９号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、これは郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の２社が合併し、日本郵政株式会社となるため、文言の改正を行なうものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

認定第１号は、平成23年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定についてでありますが、予算現額８億7,701万6,000円に対し、歳入決算額は８億9,545万1,325円、歳出決算額は８億6,509万2,798円で、歳入歳出差引残高は3,035万8,527円となり、そのうち財政調整基金に1,600万円を繰り入れし、残高の1,435万8,527円は、平成24年度に繰り越されており、審議の結果、原案のとおり認定いたしました。

議案第10号は、平成24年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第１号）についてでありますが、平成23年度決算に係る歳計剰余金の前年度繰越金及び組合預金利子、並びに受託事業収入を追加し、それに伴い、基金繰入金を減額し、歳入の財源組み替えを行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上が、宮城東部衛生処理組合議会の報告であります。

○議長（櫻井公一君）　次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君）　塩釜地区環境組合議会の報告をさせていただきます。

開催日は、10月３日水曜日午後４時の招集でありました。

会議等につきましては、塩釜地区環境組合の会議室でありました。

また、この議案内容等につきましては、議案は１つ、行政報告に平成23年度会計決算認定についての議案でありましたが、原案のとおり認定されたことを報告いたします。

次、１番の行政報告のあらましを報告させていただきます。

平成24年４月から８月までの組合の事務実績の報告でありました。

これにつきましては、組合２市３町の生し尿処理でありますが、前年度より267.48トンが減ったと。松島町につきましても、48.36トンの減でありました。この件につきましては、平成23年度の震災等を含みまして前年度はふえたわけでありますが、平成24年度にまたがった報告の中では減ったということの内容になっております。

それから、浄化槽の汚泥等の全体についても、同じく163.12トンの減でありました。

火葬の実績でありますが、２市３町分が657件、地区外が196件でありました。前年同期に比べまして109件の減であったというふうになっております。

また、使用料は全体で1,487万3,500円でありましたが、これにつきまして、前年度比506万4,500円の減だというふうな実績が行政報告をされております。

次に、平成23年度の組合の会計決算認定についての概要について説明させていただきます。

歳入総額は４億759万9,000円で、前年比より0.8％の増でありました。歳出総額も３億9,466万円でありまして、前年度比0.7％の増であったと。歳入歳出繰り出すべき財源を差し引いた実績収支は1,293万9,000円の黒字で決算されたというふうに報告されております。

主に歳入の内訳でありますが、分担金等につきましては、構成する組合の市町村からの予算でありまして、これは100％。それから、使用料及び手数料であります。これは112.8％。それから、繰入金は収入率は100％です。諸収入等については756万8,607円で、収入率は99.9％でありました。

次に、歳出の内訳でありますが、議会費、総務費、衛生費、公債費とあるわけでありますが、主にこの中では総務費が4,136万7,422円で、執行率は93.1％、衛生費等については１億8,177万3,404円で、執行率は97.7％でありました。次に、公債費でありますが１億6,945万2,572円で、執行率は99.9％でありました。

以上が決算の内容等についてでありますが、その中で、環境センターのし尿処理に要した費用経費は、前年度に比べまして約0.9％の減だというふうになっております。

需用費、役務費、委託費等につきましても0.95％の減と。なお、使用料、賃借料等につきましては、前年比に0.9％でありましたが、この節減されたということにつきましては、組合等の経費節減に努められたことが認められたものであります。

次に、主にこの平成23年度決算議会において、質疑討論等についてのあらましをご報告させていただきたいと思います。

質疑の内容でありますが、１番は、放射能の測定方法についてどうなっているのかということが質疑の中で出てきました。その中の場合ですと、平成23年度の生し尿につきましては、測定した結果、40から50ベクレルということで、数値の規定は200を下回っていたというふうなことに報告されています。

それから、搬入汚泥の量でありますが１万3,131.39トンですが、１日当たりとすれば35.58トンでありまして、この数値は組合施設の処理能力の１日当たりの95トンの２分の１となっ

ております。

それから、乾燥汚泥等の配布率です。これにつきましては、やはり需要はたくさんあるんだろうというふうに思われていたわけでありますが、この件については、配付率は62.9％であって、これはもっともっとＰＲをして、一般の方にも乾燥汚泥等は配布する方がいいのではないかというふうに言われております。

それから、次に一番問題になっておりました斎場建設についての事項はどうなっているのかということでありました。これは、平成23年度は火葬場建設事業費は当初200万円が計上されたもので、東日本大震災によって全額不用額となって事業が中断されていることが明らかでありました。

次に、200万円の予算の計上内容は、主に調査検討するということでの費用であります。その調査費用等につきましては、火葬場建設は交付税がゼロであり、起債充当額は75％が上限であると。起債の対象とならないものを含めて、頭金の建設事業費の25％、また、以上の実情を踏まえた財政計画では、ＰＦＩ導入を含めた具体的な事業の手法を検討しているというふうなのにこの200万円の予算計上が使われたということになっています。予定だったというふうになっています。

それから、次に、利府町への旧採石場跡地への建設については特別名勝区域であり、平成23年度は県の文化財保護課と継続折衝されていること、それから、現斎場の上野田地区の代表の方と組合事務局による斎場建設運営委員会は年に１回の協議をしたと。平成23年度も１回されている。その内容等については、移転建設に関する住民との協定を踏まえ、公害調査の結果の報告、斎場の補修状況、建設事業の進捗状況等の所要の説明を行っていったものであります。でも、この段階で住民からの余りこれについての意見はなく、理解されたものと思っているというふうに伺っています。

それから、新火葬場建設移転等の住民との間では、平成20年度を目標年次としているが、東日本大震災によって震災対策が構成市町の喫緊の課題であることを理解得られるというふうになっております。

それから、運営委員会開催を通じて、住民より協定の見直しについては、一部そのような見直しのあることも事実であるというふうに言われています。

以上の点から、建設移転等の現在は中断されている状況である。それから、このことについては、現状について明確にするとすれば、現施設住民との協定は平成19年３月25日に協定の変更がされ、期間は10年となっているというふうになっております。

それから、新施設は平成20年度の適地選定の事業が始まって、利府町の旧砕石場跡地は候補地として組合議会では承認を受けているものであるが、また、施設建設地には決定されていないもので、所要の事前調査が急がれるものであります。

そういうことで、決算議会において、速やかに建設年次計画を示すべきであるといった質疑になっております。

以上が、今回の決算議会の主な内容と質疑の内容の報告であります。

参加者は高橋辰郎、片山正弘であります。以上です。

○議長（櫻井公一君）　ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君）　それでは、平成24年第３回塩釜地区消防事務組合議会の報告をさせていただきます。

日程は、平成24年10月３日午後１時からであります。会期は10月３日１日ということで、諸般の報告、行政報告を管理者総務課長からいただきました。

その後、例月出納検査の結果報告並びに決算審査結果報告をさせていただきました。

それから、議事に入りまして、日程第５、認定第１号平成23年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算の認定について、日程第６、認定第２号平成23年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定について、日程第７、認定第３号平成23年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定について、以上の３件であります。

それから、一般質問が２名、２件について行われました。

認定第１号の一般会計の決算でありますが、歳入決算額が24億6,118万円、歳出決算額が21億1,494万円であります。歳入歳出差引額３億4,624万円につきましては、繰越額を差し引きした後、4,074万円を財政調整基金に繰り入れしたものであります。

それから、介護認定審査事業特別会計の決算は、歳入決算額は１億2,069万円、歳出決算額が１億92万5,000円であります。歳入歳出差引額1,143万円は次年度繰り越しとなっております。

それから、障害者自立支援審査事業特別会計決算でありますが、歳入決算額が282万円、歳出決算額が218万円、差引額64万円が次年度繰り越しとなっております。

なお、介護認定と自立支援審査事業の繰越額は、各市町村に返還されますので、ご認識をいただきたいと思います。

それから、一般会計の内容でですが、3.11の震災、津波によって消防車両が水没等の被害で

甚大な被害に遭っております。車両の更新をしなくてはならなくなりまして、かなりの台数の消防車両が更新されました。

それから、震災、地震により各消防署施設が、これも甚大な被害をこうむりまして、環境整備を行っているところであります。まず、塩釜消防署関係ですが、旧本部庁舎解体されました。それから、緊急指令施設の全面改修が今現在行われておりまして、来年度、平成25年度４月開設の予定でございます。

それから、多賀城消防署関係でありますが、配備救助工作車が1台5,860万9,000円という高額な救助工作車、それから消防ポンプ車2,714万3,000円、消防車１台が設備の整った車ですと１億円近い車を整備しなければならない。このポンプ車等々、みんな塩害、避難救助の広報活動やなんかで、全て塩害をこうむりまして、車がだめになりました。

七ケ浜消防署についても消防ポンプ車が3,280万円の消防ポンプ車が配置されていますし、松島消防署関係についても、庁舎の回改修に617万円ほどかかっております。

それから、利府消防署についても196万円、いろんな形でこの今回の震災による大きな被害をこうむっておりますし、特に松島消防署については災害のたび、あそこは消防署自体が一番先に被害をこうむって、消防職員が避難をしなければならない消防署になっております。このことは、私も消防議会のほうでご提案をさせていただいておりますが、各管理者において協議をしていただいて、早急に高台等に松島消防署の移転計画をお示しいただければなと思っております。

消防職員の方々もかなりじりじりしておりまして、町民の方々と一緒に避難をしなければならない消防職員の心痛もお考えいただいて、今後の対応をしていただければと、町長にもお願いしておきたいなと思っております。

以上が消防関係の報告であります。

○議長（櫻井公一君）　ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

---

日程第４　第１常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（櫻井公一君）　日程第４、第１常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題とします。

第１常任委員会で調査中の「特区構想について」は、平成24年12月定例会までが調査期限でしたが、同委員会から会議規則第45条第２項の規定によって、平成25年９月定例会まで調査

期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員会の要求のとおり、期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、第１常任委員会の所管事務調査期限を委員会の要求のとおり、平成25年９月定例会まで延期することに決定しました。

---

日程第５　第１常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（櫻井公一君）　日程第５、第１常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題とします。

第１常任委員会から所管事務調査の中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、第１常任委員会から中間報告を受けることに決定しました。

高橋利典委員長の発言を許します。５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　それでは、第１常任委員会所管事務調査中間報告をいたします。

調査事件、特区構想について[民間投資推進特区（ものづくり特区）における松島町の企業誘致について]。

２．調査期日、場所については記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

３．出席議員についても、これも委員会のフルメンバーでございますので、記載のとおりでございます。

４．事務調査の考え方について、本町の人口は少子高齢化による自然現象や利便性の高い地域への転出など、より減少傾向が進行し、地域経済や地域活力の低下を招いている。定住化や他地区からの転入を推進するためには雇用の場の確保が重要な課題である。東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に基づく民間投資特区に着目をし、特区構想の中での企業誘致について調査を行った。

５．調査の概要、（１）民間投資推進特区（ものづくり産業)、復興特区（東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的として、平成23年12

月26日に施行された）に基づき、地域資源や地域の強みなどを発揮し、沿岸部を中心に甚大な被害を受けたものづくり産業の早期復旧、復興を目指すため、復興推進計画（民間投資促進特区）を作成し、平成24年２月９日に内閣総理大臣から認定を受ける。

民間投資促進特区では、「自動車関連産業」「高度電子機械産業」「食品関連産業」「木材関連産業」「医療健康関連産業」「クリーンエネルギー関連産業」「航空宇宙関連産業」「船舶関連産業」の８種類を集積させる復興推進事業を行うこととしている。

集積業種の事業者の方々が、復興に居する事業（新規投資や被災者雇用など）を行う場合には、復興特区施行規則に基づく県または市町村の指定を受けることにより、税制の特例を受けることができる。

（２）集積区域の設定方針に基づき、松島町として９カ所の選定をしている。

①「松島－１」初原幡谷地区で旧松島エコロジーパークの予定地。以前にエコロジー計画があったということでの位置づけ。

②「松島－２」幡谷原ケ沢地区の松崎精麦用地。既存の工業用地が設定できるということに基づいた。

③「松島－３」松島根廻地区の開発区域。東京エレクトロン及びその続きの工業用地（仙塩都市計画に編入した際に一般保留地として位置づけたエリア)。

④「松島－４」根廻の平山地区。既存の工業用地で松島産業の根廻工場。

⑤「松島－５」根廻一ノ渡地区。根廻東部工業地区を想定。

⑥「松島－６」八巻工業及びその周辺区域。レストラン四季亭から浄化センターまでの田んぼ（現時点で市街化調整区域で県との調整になる)。

⑦「松島－７」松島碇田地区。松島産業本社工場敷地。

⑧「松島－８」北小泉地区の鴻ノ巣地区。片倉チッカリン付近。

⑨「松島－９」手樽広浦地域。福島水産工場用地。

（３）「ものづくり特区」が松島で９地区申請して、許可を得た段階で、その土地に関係する方々へ説明をしないまま位置づけてしまった経緯もあり、委員会では早急に関係者の方々に制度の内容を説明し、理解をいただくよう求めている。

「復興産業集積区域」は宮城県で13市20町１村での工業団地、工業専用地域の用途地域、今後開発が可能な地域などの区域の指定、全部で323区域があることから、各市町村での企業誘致対策がある。松島では、企業誘致対策として独自の優遇策がないことから、他に劣らない対策を講ずるよう求めた。

松島の企業誘致への取り組みについて。平成24年度企業誘致の活動について、平成24年５月18日現在では計22社、平成24年10月31日現在で46社となっております。

平成24年10月31日までの取り組み状況について、ほとんどの企業から守秘義務を求められており、企業名を伏せての説明である。企業誘致を前提に交渉を進めてきた企業は22社であるが、このうち交渉を断念した企業は２社となっている。残りの20社についてはまだ継続中である。断念した２社については、いずれも他の工場建設の方針が決定したことであった。

「松島－１」について。土地の開発計画について、１社が自社所有地140ヘクタールのうち、将来の土地開発を目指しながら、当面は震災対策の土砂採取のため、20ヘクタールの林地開発の許可手続を行っており、間もなく許可がおりて土砂の搬出が始まるという段階に来ている。

「松島－６」について。塩釜市内で被災した食品加工工場が、松島での再建を希望しており、県と都市計画面で調整中であるが、既存の市街化区域内に工場の建設は認められないことで、市街化調整区域においての開発行為や地区計画などの手法を検討中である。

「松島－５」について。三陸道松島北インターチェンジの北側周辺で将来の土地利用を前提とした土砂採取の検討が進められている。この地区の開発は、周囲の環境保全や防災面の安全も十分に考慮した上で、町が将来の効果的な土地利用を見据えた開発誘導を適切に行いながら、企業誘致や定住のための土地開発につなげていきたいと考えている。

また、インターチェンジの南側について、都市計画道路の根廻磯崎線整備の見通しがついた時点で開発計画を進めたいと希望する企業が出ており、これらの動向を見極めながら、遅延のない対応をとっていきたいと考えています。

企業の情報収集について。

宮城県産業立地推進課を初め、現在10の公的機関と情報交換や連携を行って進めており、東京エレクトロン宮城松島事業所の後継企業情報、また町内の土地情報の共有など積極的に行っている。東京エレクトロン宮城松島事業所に関しては、町と県が連携、連絡調整を行い、知事ルートで３件の誘致交渉を行ったが、いずれも全て不調に終わっている。今後も継続して取り組みを行うこととしている。

企業誘致計画支援について。

大手広告企業及びコンサルタントの２社から、震災復興支援の形で協力体制をもらい、企業誘致対策等のアドバイスや企業紹介をいただいている状況である。

土地利用提案について。

町内に土地を所有する企業に、町が土地活用の考え方や利用計画の支援をし、企業などを誘致することについて了解を得る交渉を行った結果、６社から了解を得ており、後継企業誘致に取り組んでいるという状況である。

企画調整課より説明を受け、委員会より執行部に対しての企業誘致の取り組み状況についての質問事項を提出し、町長の出席を求め協議を行った。

（１）東京エレクトロン用地の後継企業誘致についての進行状況。

答えとして、知事にも積極的にトップセールスということで企業に声かけなどもいただいており３件の誘致交渉はあったが、不調に終わっている。価格面での不調と聞いている。

委員会の意見としては、後継企業の誘致だけでなく、研究施設や製造と研究が一体となった企業誘致の検討も必要である。

（２）工業団地の新設について。

①町で準工業用地区域に指定している用地を造成するなど、町が主導的に積極的な取り組みが必要であるが。

答えとして、新たに工業用地を土地利用としてつくる場合は、工業製造区域が基本になる。町が主導的に工業団地の造成については、方法としてはあり得るが、今の段階で多額の投資、町の税金を使っての投資が必要である。企業がすぐに来てくれるというふうな状況でないと、行政としてはリスクをとっていくということがあると思う。今の政局としてはないと考えているところである。

②松島北インター北側・南側における民間企業による土取り場の進行状況について。土砂採取後の用地利用について。

答えとして、松島北インターの北側周辺では、その他２社により将来の土地利用を前提とした土砂採取の検討が進められている。この区域の開発については、周辺の環境保全とか防災面の安全性も考慮の上、町が将来の効果的な土地利用を見据えた開発の誘導を適切に行っていきたい。そして、企業誘致とか定住のための土地開発につなげていきたいと思っている。

インターの南側についても、都市計画道路の根廻磯崎線整備の見通しがついた時点で、開発計画を進めていきたいという企業も出ており、これらの動向を見極めながら、遅延のない対応をしていきたい。

委員会としては、企業の誘致に当たり、各自治体での工業団地を整備し、誘致活動を展開している。我が町においても多少のリスクを背負ってでも、工業団地の整備を進め、立地条件に見合う誘致活動の展開をすべきである。

③アクセスの整備について。

答えとして、企業が必要とする支援内容を把握し、企業との信頼関係をつくった上で効果的なインセンティブ、有意義な条件というものを用意していく考えである。

委員会の意見として、アクセス整備は、企業が来たら、企業の要望に合わせて考えていくとしているが、アクセスを整えた上での誘致を図るべきである。

（３）企業立地推進法に基づく基本計画の策定について。

町による主体的かつ計画的な企業立地推進等の取り組みについて。

答えとして、復興特区法に基づき、民間投資推進特区での推進を図っていく。

（４）誘致に当たっての町独自の支援体制について。

①庁舎内での検討委員会設置について。

答えとして、検討委員会というものは設置はしていないが、事案が出る都度に課長会議等で検討を行っている。現在は民間事業者による開発計画の誘導支援というものを最優先に取り組んでいる。

委員会として、庁舎内が一体となった取り組みが必要で、あらゆる分野で支援の取り組みができるよう検討委員会の設置を求める。

②優遇制度の創設について。

答え、企業が必要とする支援のニーズがどういったものを求めているかというものを把握して検討していきたいという考えである。今後、企業立地促進条例の制定については、企業誘致を進めるに当たって、企業が必要とする支援を踏まえて検討していきたいと思っている。

委員会としての意見では、特区での県一律の優遇制度だけでなく、企業企業誘致交渉の段階での町独自の優遇制度を設けて交渉に当たらなければ、企業を誘致することは困難である。

（５）林地開発の状況について。

民間での土採取計画があるが、法律上の規制に対する町の積極的な支援体制について。

答えとして、今年度６社と打ち合わせを行っている。この中ではっきりしているのが、日本国土開発で、自社所有地が約140ヘクタールほどあり、将来の土地開発を目指しながら、当面は震災対策の土砂採取で20ヘクタールの林地開発許可の手続を行っている。

日本国土開発が具体化して作業を進めており、初原幡谷地区の開発計画を初めとして、またその他にも複数の企業で開発の検討が進められている状況である。

こういった計画を支援することで、土砂採取後の土地利用計画も見直しながらあわせて開発業者と共同で企業誘致の土地活用に努めていきたいという考えである。町での震災の交付金

による復興事業等で盛り土として40万立米ほどの試算となっている。県全体で3,000万立米が盛り土用で必要だと言われているが、各自治体の対応の仕方で、必ずそうはならない。

委員会の意見としては、土砂採取をまず20ヘクタールの申請としているが、売れなければ開発許可をとっただけで何年たつかわからない。震災の需要があるのを見越し、県に町は積極的に働きかけ、企業と一緒になって140ヘクタールの土地利用促進を図るべきである。

調査の結果。

町が「ものづくり特区」で申請をして許可を受けた企業の中では、設備投資や規模拡大による雇用促進には至っていない現状である。

東京エレクトロン宮城松島事業所は、施設及び不動産の資産価値が高額で、この施設を使いこなす企業は見当たらず、後継企業の誘致は非常に困難な状況であり、他の方法も検討すべきである。

企業誘致に関しては。かなりの企業と誘致を前提に接触しているが、誘致場所を聞かれれば、現状で誘致場所は整備されていないため、企業の話し合いが進まない。

また、支援制度に関して、工業団地を有する自治体は、国・県による優遇制度のほか独自の支援制度を設け誘致活動を展開している。町は誘致企業にに対し、「企業が必要とする支援ニーズを把握して検討する」としているが、まずは町独自の支援制度を提示して誘致活動に取り組むべきである。交渉の展開による誘致活動で、企業誘致の取り組み状況からして、町の積極的な対策はとっておらず、具体的な企業誘致には至っていない現状である。

三陸道の松島北インター周辺での開発は、民間企業による土取り場の進行状況で、将来の効果的な土地利用を見据えた開発の誘導を行っていくとしているが、具体的な対策は見えてこない。

町は、社会資本整備事業として、土地利用を促進させ、企業誘致や定住のための土地開発に積極的に取り組むべきである。また、震災で沿岸部における水産加工が打撃を受け、工場再建に苦慮している。これらの特区による申請での誘致方策も検討されたい。

以上、中間報告を終わります。

○議長（櫻井公一君）　中間報告が終わりました。

中間報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　ちょっと質問させていただきたいんですが、先日の懇談会で他の委員会の活動、傍聴すればわかるのではないかというようなことを申し上げました。全くそのとおりでありますが、ここで質問するのもおかしな話だなという気分では思っていますが、ただ、

大衡町で、先日、河北新報に載っていましたけれども、企業と町が進めてきた企業誘致が企業の都合で取りやめになったということがありました。それが議会で町長の責任だというような問われ方をしたような新聞記事でありましたけれども、私個人としましては、それまでの経過を踏まえた場合、決して町長だけの責任ではないんだろうなという、議会にもある程度の責任はあるんだろうという思いがしましたので、この民間投資促進法ですか、特区法ですけれども、これもやはり重要な問題なんだなという思いがしましたので、この報告に対して、２、３質問させていただきたいと思います。

まず最初に、民間投資促進特区法というこの法律で、事業化されたところというところはあるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　民間投資促進特区で既に事業化されたところはありますかということでありますが、第１のほうでその辺調査していますか。５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　実際にということでありますが、今、松島－１ですね。①の指定したところ、旧エコロジーパークの構想があったところですけれども、そこの林地開発ということで20ヘクタールの申請を行って、その申請がおりているということで、今、道路の取りつけ作業等に関しての伐採作業が進み始まっているということであります。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　松島ではそうでしょうけれども、この民間投資促進特区が指定された場所で、県内でこのような自動車関連産業、高度電子機械産業ですか、食品関連、こういう職種の企業が進んでいるというところはあるんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　私たちは松島町の調査でございますので、他市町村のそういった関連での申請そのものは把握しておりませんので、そこまでは調査しておりません。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　わかりました。

それでは、６ページにありますが、６ページの下から３番目にあります、企業誘致や定住促進のための土地開発に積極的に取り組むべきだということでありますが、これも、宮城県内だけでもいいのですが、町が独自に開発した企業団地というんですか、そういうところが幾らあって、企業が定着したというような、そういうデータ的なものはありますか。調査の中でそういうデータが求められたものかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　工業団地の指定というものが、経済産業省のほうでしておりまして、そのデータは宮城県のほうから行って、経済産業省に載っております。それは、特区とはまた別に、その指定された工業団地ということは、宮城県のその場所というのは載っておるところでして、それは震災前からの工業団地の指定ということでございます。なおさら宮城県では北部中核都市というものは、既存のずっと段階での開発ができなかったと。そういった企業の呼び込み、富県宮城という形での企業誘致につながっての今の状況だと把握しております。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　委員会の中で、改めて土地開発を積極的に取り組むべきであるというのは、町に対しての提言ということですか。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　震災における、やはりこういった企業の誘致というものを、こんな特区構想を生かしながら、町の雇用確保にもつながるように、定住にもつながるような方策での企業誘致のあり方がいいのではないかということでの提言でございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　全国各地で土地開発をして企業の誘致に失敗して借金だけ残ったというような町も多少、多少でなく多数あるようでございますけれども、５ページの７段目「多少のリスクを背負ってでも工業団地の整備を進め」るべきとありますけれども、第１委員会で検討された「多少のリスク」というのはどういうものなのか、教えていただければと。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　多少のリスクというのは、今、北松島インター付近でのそういった開発を進める企業等の２社ぐらいあるということがお話の中でございましたけれども、そういったことに誘導しながら、アクセスの整備とか、そういった１つの方策もきちっと明示しながら進めて、その後の開発をするという声もあるでしょうけれども、そういったアクセスにつながる環境整備も必要だろうということでございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　ここで「多少のリスク」というものが出ていますので、そういう事業をした場合の大まかな積算というものがあっての多少のリスクということになったんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　この工業団地についての多少のリスクということで、町長との懇談の中で、やはり、町の税収もきちっと考えながら、資金の投入をしていくということは非常に町にとってもリスクが大きいので、企業が独自の開発を進めた段階での土地利用ということでございましたので、そういった答えでございましたので、私たちとしてはそういったものを踏まえながら、その積算まではいっていないんですけれども、そういったある程度の投資も必要でないかということの意見でございます。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　わかりました。

それから、６ページの下から９段目あたりに、「町独自の支援制度を提示し」とありますが、全国の自治体では、企業誘致の条例とか支援制度の条例などを設置して、先に設置して進めている場合が多いのでありますが、第１委員会では、この条例制定についての検討はなされたんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　５番高橋利典議員。

○５番（高橋利典君）　まだ詳細についてのそういった検討段階というのはしておりません。というのも、この中間報告というような形になりましたけれども、やはり、他自治体とのいろんな視察もしながら優遇制度のあり方も見てまいりました。町にとってどういうものがいいのかということも、やはり、一応町のほうで検討していただくのも方策だろうと思っております。方策だろうと思っております。いろんな財政の状況もあるでしょうから、そういったものを検討した上でのそういったものを提示していただいて、いろいろ検討していくべきだろうと思っております。

○議長（櫻井公一君）　15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君）　町に頼るだけでなく、委員会としても参考人制度、そのような制度を利用しながら、できるだけ委員会として提言できるように、私たち第２のほうも定住化促進と言うことで一生懸命やっておりますので、この企業誘致は雇用ということでは大変大事なものでありますので、より深く検討していただいて、よりよい提言をしていただければと、そういう思いで質問させていただきました。

今後ともよろしく努力していただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君）　質疑が終わります。他に質疑を受けます。ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第１常任委員会所管の事務調査中間報告についてを終わります。

ここで休憩をとります。

再開を11時20分といたします。

午前１１時０６分　　休　憩

---

午前１１時２０分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開いたします。

---

日程第６　第２常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（櫻井公一君）　日程第６、第２常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

第２常任委員会から子育て支援の充実についての報告を求めます。７番渋谷秀夫議員。

○７番（渋谷秀夫君）　７番渋谷でございます。

第２常任委員会所管事務調査についてご報告申し上げます。

調査事件は、子育て支援の充実についてでございます。

調査期日、場所は、記載のとおりでございます。

出席委員は、後藤良郎委員ほか記載のとおりでございます。

調査方法としまして、これまで少子化対策としてさまざまな計画の策定や対策が講じられてきました。しかし、それが目に見える成果として生活の中では実感できず、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望を持ちつつも実現をあきらめたり、子育て当事者が悩みを抱えながら苦労しているのが実情である。

結婚、・出産・子育てについての希望と現実とのかい離を解消し、未来を担う子どもたちを守り育てる社会を実現するための保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備と、仕事と生活の調和の実現が求められております。

第２常任委員会では、このことを踏まえ、子どもは社会の希望であり、未来の力であり、社会の一員であると位置づけ、町全体で子育て支援を充実させていくことが急務であると認識が一致し、先進地に学び、町当局との協議を行い、委員会としての意見をまとめることとしました。

調査の概要でございますが、過日、実施されました議員懇談会におきまして説明申し上げているところであります。

松島町の子育て支援対策はどのようになっているのか。まずこれを第２常任委員会としては調査をいたしました。

そこで、町として現在、施策として進められている中でも重要な施策として位置づけられているものは次の５点と見まして、この件についてどのようになっているのかを調査したところであります。

１番から５番までありますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、委員会としまして、先進自治体の視察研修を県内２カ所、県外５カ所を実施いたしました。

愛知県武豊町、愛知県東浦町、愛知県蟹江町、そして、県内は宮城県利府町、富谷町、それから北海道石狩市と北海道滝川市の７カ所でございます。

次に、４ページをお開きいただきます。

この視察の後に、なお、さらに町当局に確認した事項として、一時預かり保育制度の現状について、児童館設置の現状について、保育料の基準見直しについて、小児医療及び救急医療体制の充実について、松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）の中間的な検証及び評価について、児童及び生徒の通学時のバス利用に係る使用料減免について、留守家庭児童学級対象児童（４年生以上）の放課後等の安全な居場所確保についてでございました。

６番としてまとめましたが、第２常任委員会は、子育て支援充実のために何ができるのか、どのようにしたらいいのか、そうした視点から先進地や町当局との協議を進めてきたところである。中には既に実施されているものや方向性が示されているものもあるが、全体的にはまだまだ不十分であると考える。本町の将来を担う子どもたちの未来に希望を与えることができる施策をとるべきとの結論に至りました。

そこで、町当局に対し、次の項目について改めて提案するものであります。

①一時預かり保育制度の現状について（休日保育について）。

一時預かり保育を開始したことは評価するが、全体的にＰＲが不足していると考える。ファミリーサポート事業を実施し、休日保育についても充実を図られたい。

②児童館設置の現状について。

設置場所について、松一小学区と考えられるが、町内全て（松二小、五小学区も含めた）の児童が平等に利用できるように、足の確保も含めた運用が望まれる。そして、当初計画からおくれないよう、確実に実施すべきである。また、留守家庭児童学級・放課後子ども教室との関連もあることから、町民福祉課と教育課の連携をしっかりと図るべきである。

③保育料の基準見直しについて。

保育料減免の最終年度が平成25年度であることから、子育て世帯の負担軽減のために階層区

分の細分化を平成26年度から実施すべきである。

④小児医療及び救急医療体制の充実について。

子育て世帯においてはとても大事な課題である。小児人口が少ないため、小児医療の充実に至っていないのが現状である。あらゆる手立てを講じながら、解決のために一層努力すべきである。

⑤松島町次世代育成支援行動計画（後期計画）の中間的な検証及び評価について。

検証は毎年行っているようだが、検証状況を踏まえ、計画目標達成に向けて努力することを強く望む。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君）　以上で報告が終わりました。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　ちょっとだけなんでありますが、大変立派な調査をなされて、やはり、人口増加対策の面からも、これはもう充実をしなければならないものだと思っているわけでありますが、まとめのところの①ですね。保育制度の現状についてと。「一時預かり保育を開始したことを評価するが」と、こうなっているわけでありますが、今この一時預かり保育の内容を見ますと、１週間前に予約しなさいよと、こういうふうになっているわけです。緊急の場合も、病気なども書かれているわけでありますが、１週間前の病気になるか何だかわからないのに１週間前に申込みしなさいよと、こういうふうなことが書かれているわけでありますが、それらの内容まで吟味されたのかどうか、ひとつお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君）　７番渋谷秀夫議員。

○７番（渋谷秀夫君）　この件に関しましては、議会報告会の中でも出てまいりまして、保健福祉課のほうとの協議の中で話し合っております。

それで、緊急の場合、本当にもう今朝状況が変わって、どうしても預けたいときはどうなるのかということでお話ししたんですが、一応、町の一時預かり事業実施要項によりますと、これはあくまで申込み制となっているので、事前に申し込んで、１週間前になっているわけなんですが、それでなければだめだということだったんですが、緊急の場合、どうしてもという場合はぜひお話ししてほしいという結果はいただいております。以上です。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　そういうのであれば、やはり、緊急、子どもさんがいる世帯、そういう

なのには、やはりそういうところまで親切にやっておいてもらわないと、わかっていた人だけ忙しく今病気になったからというようなことでしてもらった、俺は電話かけたけれども、役場でだめだと言われたと、こういうようなことにならないようにひとつお願いをしたいわけであります。

それから、うんと大切なことで、これは質問ではないのでありますが、「検証状況を踏まえ、計画目標達成に向けて」と、こういうふうなものがないと、いいことやっているんだよ、やっているんだよで終わってしまうことになるわけでして、今度、教育何にも申し上げようかと思っているわけでありますが、こういうふうなのをひとつ第２委員会のほうで十分踏まえながら検証までしてもらうと、こういうふうな体制にお願いをしたい。お願いだけ申し上げて終わります。

○議長（櫻井公一君）　委員会活動の中のご参考にしていただければと。ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、第２常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

---

日程第７　陳情第３号　東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について

○議長（櫻井公一君）　日程第７、陳情第３号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　陳情第３号

東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について

陳情者　仙台市青葉区五橋１丁目５－１３

宮城県社会保障推進協議会

会　長　刈　田　啓　史　郎

陳情の趣旨

国は、介護保険利用者負担または介護保険の保険料の減免について、平成24年10月１日以降、国として今まで特別の財政支援は行わないこととしました。ただし、「介護保険の調整交付金

の交付額の算定に関する省令」の基準を満たす場合のみ、平成24年10月１日から平成25年３月31日までの間に係る減免額10分の８について財政援助をすることとし、被災市町村に介護保険料と介護保険利用者負担（１割）の減免継続の判断と、減免額10分の２の負担を押しつけたと言わざるを得ない国の対応です。

被災地では、多くの被災者が収入の道を断たれ、生活の再建すらままならない状況です。将来への不安を抱え、長引く避難生活で疲労が蓄積し、体調不良や持病の悪化などが顕著になっています。生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を講ずることを求める意見書を政府等に対し提出していただきますよう陳情いたします。

○議長（櫻井公一君）　朗読が終わりました。お諮りします。陳情第３号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、陳情第３号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情については、第２常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第８　陳情第４号　生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年４月以降も継続を求める陳情について

○議長（櫻井公一君）　日程第８、陳情第４号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年４月以降も継続を求める陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　陳情第４号

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を

2013年４月以降も継続を求める陳情について

陳情者　仙台市青葉区本町２丁目１－２９

宮城県保険医協会

理事長　北　村　龍　男

陳情の趣旨

東日本大震災によち被災した国保と後期高齢者医療制度の被保険者等に対する医療費の一部

負担金免除の特例措置は、2012年９月30日で打ち切られました。10月以降は、各保健で規定されている災害等による減免への財政措置での対応となり、国の財政支援は10割から８割に削減され、残る２割を被災自治体が負担し、2013年３月31日まで減免を行うことになりました。

一方、協会けんぽに加入する被災者に対する医療費の一部負担金免除は９月30日で打ち切られました、また、国保・後期高齢者医療制度の保険料免除も打ち切られ、10月から保険料負担が発生しています。

被災地では、雇用確保や生活再建が進まない中で、生活環境の変化による体調の悪化、介護や支援が必要となる被災者もおり、医療費の一部負担金免除が区切られては、安心して医療機関を受診できないだけでなく、復旧・復興はますます遠ざかるばかりです。

つきましては、国の責任で、生活再建に至らない被災者の医療費一部負担金免除を2013年３月末日で区切らず、継続することを求める意見書を政府等に対して提出していただきますよう陳情いたします。

○議長（櫻井公一君）　朗読が終わりました。お諮りします。陳情第４号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、陳情第４号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年４月以降も継続を求める陳情については、第２常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第９　陳情第５号　町道高城松島線整備に関する陳情について

○議長（櫻井公一君）　日程第９、陳情第５号町道高城松島線整備に関する陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　陳情第５号

町道高城松島線整備に関する陳情について

陳情者　宮城郡松島町松島字小石浜23－５

松島区長　　高　橋　儀　一

宮城郡松島町松島字町内134－１

松島第８地区行政員　蜂　谷　雅　美

宮城郡松島町松島字町内180

松島第９地区行政員　佐々木　洋

宮城郡松島町松島字道珍浜34－39

松島第10地区行政員　上　野　和　泰

陳情の趣旨

町道高城松島線が国の復興交付金事業の津内対策避難路としての整備が予定されています。当該道路は、昨年の東日本大震災の際に、徒歩及び車両にて多くの区民や観光客が避難通行しましたが、道路幅員が狭隘な箇所や道路線形が悪い箇所もあり、長い区間にわたり渋滞等が発生し、緊急車両の通行や救援活動等にも多大な支障を来たしました。また、車両通行等に際しては、電柱の存在が大きな障害となり、混乱に一層拍車をかけました。

つきましては、平成27年度までの整備事業実施期間内に、必ず道路幅員を６メートルに拡幅していただくとともに、地下埋設等の手法により、電柱の撤去をしていただくようお願いいたします。

さらに、旧称水主町は、藩政時代以来の由緒ある町並みであり、瑞巌寺周辺地区として観光客も数多く通行する観光ルートの１つであります。今回の道路整備に当たりましては、旧寺町構想における石畳舗装の完遂も含め、同地区の将来の景観形成に十分配慮された上、事業実施をしていただくようお願いいたします。

以上、陳情します。

○議長（櫻井公一君）　朗読が終わりました。お諮りします。陳情第５号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君）　異議なしと認めます。よって、陳情第５号町道高城松島線整備に関する陳情については、第２常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第１０　報告第１１号　和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君）　日程第10、報告第11号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを報告を求めます。

朗読説明、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　報告第11号

和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

平成24年９月５日午後２時５分ごろ、仙台市宮城野区出花１丁目３番４号の駐車場において、公用車を駐車するためバックしたところ、駐車していた車両に接触し、相手方車両の左側後方部分が損傷した。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として下記のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

記

１．和解内容及び損害賠償額

町は、株式会社カルヤードに対し、損害賠償（車両修理費）として10万5,609円を支払うものとする。

２．損害賠償の相手方

石巻市田道町１丁目５番１号

株式会社カルヤード　代表取締役　原　　惇　一

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　報告第11号和解及び損害賠償の額の専決処分について、ご報告を申し上げます。

平成24年９月５日午後２時５分ごろ、仙台市宮城野区出花１丁目３番４号の駐車場において、公用車を駐車するためバックしたところ、駐車していた車両に接触し、相手方車両の左側後方部分が損傷しました。

これに関して、車両修理費として相手方に対し、損害賠償額10万5,609円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、平成24年10月５日、専決処分をしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。

○議長（櫻井公一君）　説明が終わりました。

報告事項について質疑があれば受けたいと思います。９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　この場所はどこなんですか。駐車場はわかるんですが、どこなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　場所でありますけれども、宮城野区中野栄、あの辺になります。国道45号線沿いの中野栄周辺のところであります。出花、そこになります。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　町が公用で行ったんでしょうから、この場所はどこなんですかと言っているんです、私。場所はどこなんですか。

○議長（櫻井公一君）　答弁を求めます。熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　大変失礼しました。

まず最初に、時間的には２時ということです。午後からの会議で仙台県庁で会議がありました。行く職員が県庁に行って昼食をとる時間がちょっとなかったので、県庁から多賀城市役所に向かう途中、県庁終わってから多賀城市役所に行く予定がありました。その途中で昼食をこの場所でとったと。そのときに接触事故を起こしたという内容であります。

○議長（櫻井公一君）　９番尾口慶悦議員。

○９番（尾口慶悦君）　これは通常の公務の場所から帰ってくるところだからいいんだと思うのでありますが、公務災害になってくると、少しずれてしまったと。何か週刊誌買うべと思ってどこか隣のほうへ行ってしまったと。こういうときには公務災害にならないとかという、公務災害でもいろいろ基準があるわけでしょう。だから、ほとんどは交通事故の損害賠償額で終わっているわけですが、公務災害になったときに困るから、もしですよ、人身事故を起こせば公務災害の何を受けるわけでしょう。そのときに困るから、こういうようなことははっきりしておかなければならない。報告もそういうふうにはっきりしておいてもらわないと、後で出てきたら公務災害でなかったということになればいろいろ問題が出てくるわけでしょう。だから、そういうふうにならないように、報告もしっかりとしておいてもらうと。食堂であれば食堂だというふうなことにしておいてもらわないと困るんだと思うんですよ。その辺ははっきりしておいてほしいと、要望しておきます。

○議長（櫻井公一君）　ほかにございますか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第１１　報告第１２号　平成２３年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

○議長（櫻井公一君）　日程第11、報告第12号平成23年度松島町教育委員会教育行政点検評価について、報告を求めます。

朗読説明、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　報告第12号

平成23年度松島町教育委員会教育行政点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定にもとづき、平成23年度松島町教育委員会教育行政点検評価を別紙のとおり報告する。

平成24年12月14日提出

松島町教育委員会

○議長（櫻井公一君）　説明を求めます。小池教育長。

○教育長（小池　滿君）　報告第12号平成23年度松島町教育委員会教育行政点検評価について、ご報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成23年度における教育行政事務の管理及び執行状況について点検評価を行いまして、このたびその成案を得ましたので、議会に提出し報告申し上げます。

本報告は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくため、同法第27条の規定に基づき、平成23年度の教育行政について、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものであります。

なお、報告書については教育課長より説明させます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君）　それでは、私のほうから報告させていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに基づき、平成23年度の教育行政事務の管理及び執行状況につきまして、町教育委員会の点検、評価の状況を町議会に報告提出させていただきます。

目次をごらんいただきたいと思います。

大変大量の膨大な報告書でありますことから、本日ここで全てにわたってご報告することは時間的な問題などもありますので、適宜要約し、報告させていただきたいと思います。

本報告書は、３つの章を立てて構成しております。

第１章では、松島町教育委員会の会議と教育委員会の活動について報告してあります。

第２章では、平成23年度松島町教育基本方針に基づきます各教育機関、施設の事業目的に対する実施概要とその効果を点検し、事業の課題と改善点を評価し、教育行政が町民に対し行き届く取り組みができているかを反省しているものであります。

第３章におきましては、各重点施策の取り組みと効果について、宮城教育大学教職大学院准教授をなさっている遠山勝治氏並びに元松島町教育委員会で東北学院大学就職課チーフアドバイザーをなさっている桔梗元子氏お２人の学識経験者の方からご意見をいただき、総合的な識見と地域住民等の意見を踏まえながら、、今後の町教育行政のあり方を検討していくものでございます。

初めに、１ページから２ページに示されていますが、５人の委員で構成されている合議制の町教育委員会は、町内の幼少中の授業視察、各教育施設の訪問、町内教育関係行事への参加等を通して、町民の教育へのニーズや願いを探ったり、体験したりして、教育委員会定例会や臨時会での充実を図るように努めております。

さらには、教育の社会的専門性の知見を探るために、県教育委員会等が開催する研修会や懇談会に積極的に参加しております。

このことから、町内小中学校の学校運営に係る保護者の不安や意見などを定例会で反映し、学校側との連携・調整ができたことや、まつしま防災学を強化していく上で、みずから自分の命を守り、自然とのつき合い方を学ぶ防災マニュアル等の再検討が提案されました。

また、平成25年度を目標に、松島町の10年先までの教育のあり方を求める松島町教育振興基本計画の策定状況について方向づけができたことなどが示されております。

６ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会が年度当初に定める平成23年度松島町教育基本方針等重点施策について記載しております。

松島町の平成23年度における学校教育、生涯教育の基本方針と施策を掲げたもので、これらを各学校や各教育部署に示して、国や県の教育に関する基本的な方針も踏まえながら、各学校独自の教育目標を立て、児童生徒に対する教育活動を展開し、その実践結果を年次に生かしていくよう努めているところであります。

その状況についての点検評価は、７ページ以降に記載しております。

７ページ、８ページの見開きをごらんいただきたいと思います。

書式につきましては、昨年と同じであります。各教育機関が平成23年度松島町教育基本方針等重点施策に取り組んだ様子を記載しています。左側に分野ごとに対象事業の目的と概要を上に記し、その下に事業の実施概要の具体的取り組み状況を載せてあります。右側のページには実施した事業の効果がどう判断されたかを教育課ごとに報告し、教育委員会が検証したものを記載いたしております。その下には、今後の取り組みに当たっての事業の課題、改善

策を示し、見開きのページごとに各事業が点検できるように記載しております。

具体的には、36ページまで、小中学校の取り組みについて記述しております。

37ページから83ページまでが幼稚園教育、それから以下生涯学習、中央公民館、スポーツ振興、文化財等となっております。これらの中から効果が上がった取り組み、また今後の課題となったことについて、教育観ごとに２、３、紹介させていただきたいと思います。

８ページをお開きいただいております。

事業の課題・改善策のところの小学校③において、かしこくやさしくたくましい児童を育てるために、小学校では学力向上を図っていかなければなりませんが、そのために効果的なのが少人数指導の効果をさらに上げていくということにあります。等質のグループ学習だけでなく、習熟度別や課題別のグループ学習を推進していくことが大切であり、そのためには補助教員による指導が大変有効であるという考え方がこの実践の中で示されております。

しかしながら、現状では、支援が必要な児童数に対して、補助教員の数が足りないということもあり、緊急雇用の見直しなど、今後、補助教員の確保に困難を来たすのではないのかなというふうに推測されております。

学習効果を上げていくためには、教師たちの力量もさることながら少人数にできるだけ多くの教職員で接していくことがここ２、３年の松島町の教育実践の中で定着しつつありますが、その効果をこれからも持続させていくことが必要であると考えられます。

中学校においては、家庭学習の手引きのパンフレットを各家庭に配布し、張っていただいておりますが、どのように活用するか、学校と家庭の連携が必要であり、今後も周知徹底を図り、家庭学習の重要性について啓発を強化しております。

家庭学習の習慣化やその内容、充実に努めることについて、教育委員会の支援が必要であるとの要望もあります。

15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。

今、社会問題となっているいじめや不登校の問題については、15ページの平成21、22、23年度の不登校児童数の推移の表から、小学校は16ページに記載のとおり、アンケートやチェックリスト表などの内容や子どもの何らかのサインをキャッチして、保護者との連携を図るとともに、学校、保護者、関係機関等からの参考意見や情報の収集に努め、具体的な改善を図ることとしております。

中学校では、生徒支援チームが機能していることから、早期解決が図られるようになってきていること、不登校に陥った生徒にも別室登校の場を提供するなど、居場所を確保してより

よい改善に努めて努力しております。

これらの教職員の取り組みについて、教育委員会としても評価しておりますが、しかし、これがいつどう変化していくかということにおいては、毎日の賢明な努力が一瞬にして水の泡のごとく消えていくということも問題が起きる可能性がありますので、常に注意を払った生徒指導を進め、１人１人をどう見つめていき、生かしていくかが大きな課題になっているということがあります。

そういう意味合いからも、教育委員会としては、未然に不登校の状況や問題行動に対してあるいは家庭の不安な要素に対して、事前に発見したり支えてあげたりすつような機関をつくっていく必要があるのではないかと、平成23年度から議論し、平成24、25年度に具体的な方向づけをし、新しい機関設置に関して進めていきたいというふうに考えており、町ではいじめを防ぐ事前の対策を進めていく必要があるということを、この平成24年度で検討しております。

20ページをお開きいただきたいと思います。

子どもたちが学校で安心し学習に落ち着いて取り組んでいける中には、給食指導が大きな効果をもたらしていると考えております。食事指導については、小学校、中学校ともに地場産品の活用を拡充するとともに、生産者と子どもたちが一緒に会話をしながら給食をとる機会などを設定し、安心安全でバランスのとれた栄養のある食事が、このような方々のおかげで食することができるということを理解させることに教育の重点を置いております。

29ページ、30ページをお開きいただきたいと思います。

特色ある学校づくりとしてのまつしま防災学の取り組みにつきましては、3.11の教訓から、現行マニュアルの見直しの必要性を痛感しております。中でも、学校だけでなく地域、家庭ともさらに連携して、まつしま防災学を充実させてまいります。

特に、津波を想定した避難については、複数の避難場所の必要性や時間帯など、児童生徒の活動に合わせた避難訓練を実施していかなければならないと考えています。このことは、幼稚園においても同じように幼稚園教諭も考えており、特色ある町の防災教育に全体で取り組んでいきたいという考え方が、30ページの課題・改善策のソ）にも表現されております。

43ページ、44ページをお開きいただきたいと思います。

松島町では、他の町に見られない各幼稚園間及び保育所との連携がすこぶる良好であり、小学校との連携も意図的に進められ、小１プロブレムの解消に努めているところでございます。

しかし、幼小の連携について、事前の綿密な話し合いを重ねながらも、幼稚園、保育所のタ

イムテーブルの違いから指導計画が立てにくい面があることが続いています。打開策の必要性が一層強まっている現状にあります。

51ページ、52ページをお開き願います。

町内の子どもたちの体力及び体位の向上を図ることを目的に、ＣＯＴ（コーディネーショントレーニング）の導入を図っております。

まずは、幼保の職員から研修に取り組み、親子のコーディネーショントレーニングと運動の力の向上を図ることを目指しております。

教職員などのコーディネーショントレーニングのライセンス取得と継続を図ることにおいては、今後の経費確保などの検討を進めていかなければならないという課題が示されております。

54ページをお開き願います。

社会教育・体育事業についてですが、社会教育委員の会議、分館長会の開催、体育指導員、現在のスポーツ推進員でございますけれども、これらの会議を通して、今後の町民ふれあいスポーツ大会等におけるスポーツによるけがや事故を防ぎ、参加しやすい種目の選定に取り組むことを念頭に検討を図っていきたいと考えているところでございます。

63、64ページをお開き願います。

心の通い合う家庭づくりの啓発と支援事業についてですが、都市化、核家族化及び地域における支援的なつながりの希薄化などにより、今や社会全体で家族教育支援の必要性が高まっております。いじめや不登校などの未然防止、早期での復帰などについて、家庭教育の一助に資するため、学校と社会、行政、家庭が連携する学習機会の提供を積極的に行い、家庭の教育力向上につなげていく必要があります。

77、78ページをお開き願います。

松島町運動公園は、松島からのスポーツ発信の拠点として、温水プール、多目的広場、野球場、テニスコートなどを備えた町内唯一の健康増進施設であります。子どもから高齢者まで、安全安心で、気軽にスポーツを楽しめる施設としてサービスを提供しております。指定管理者制度導入により、利用促進に関し、住民のニーズを的確にとらえ、公平性を確保し、住民の多種多様なニーズに対応できる民間のノウハウを活用しながら、利用者の拡大を図っております。

85ページをお開き願います。

これらの点検評価につきまして、松島町教育委員会教育行政点検評価報告書についての意見

書について述べさせていただきます。

各自にわたり意見が付されておりますが、その中から主たるもの７点ほどを報告の主点とさせていただきたいと思います。

まず１つ目として、小学校において今後も家庭学習の手引を有効活用しながら、学校と家庭の連携を深めてほしいとの意見が、85ページ、第２章、基礎・基本の定着と学力向上<小学校>で述べられております。

２つ目、中学校の家庭学習で、何をどのように学習すればよいのか、各教科ごとに具体的に示し、授業と家庭学習を連動させながら学びの実感をつかませたいとの知見者の意見があります。

３つ目として、86ページに、家庭学習の習慣化についての箇所では、各小中学校ともに児童生徒を健全に育成していくために適切に指導、援助していることが高く評価されております。全ての学校において生徒指導の情報の集約や問題解決のシステム化が図られており、87ページで学校において１人１人の児童生徒が安心安全、安定して学校生活を送れるような手立てが講じられているものと判定されております。

４つ目として、88ページに幼稚園児の小学校訪問、小学校授業見学、幼稚園との合同避難訓練、小学校行事などへの各学校間での連携が進んできている。特に、小１プロブレム対策としての学校の支援体制づくりを高く評価しているということが述べられておりますが、今後も状況を把握し、見守っていきたいというふうに考えております。

５つ目として、91ページから92ページにかけまして、ライフステージにおける学習事業の充実において、青少年対象事業、成人対象事業の講座開講の紹介について、町民を引きつける文言、ＰＲなどの、参加を促す勧誘も必要であり、今後とも松島の特色を生かした取り組みを検討すべきであるという提言をいただいております。

94ページの留守家庭児童学級の充実について、６つ目として、保護者が日中不在の家庭の１年生から３年生の児童に対し、授業終了後に母子健康センター、第２小学校、第５小学校等において84人が入級、家庭のかわりに児童の居場所を提供し、健全な育成を図っているところについて評価されております。

最後に、７つ目といたしまして、95ページに、松島からのスポーツの発信において、松島マラソンのように全国的に知れわたり、全国から多くの方々かた来町するようなスポーツを企画したり、スポーツ奨励金交付などを取り組んだり、松島オリジナルな取り組みの検討を期待しますという意見が提言として出されております。これらの取り組みについては、今後の

課題と受けとめております。

以上で、平成23年度における教育行政点検評価報告の説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君）　報告が終わりました。

次に、ここで質疑に入るわけでありますが、昼食休憩を挟み、質疑を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、昼休憩といたします。再開を13時といたします。

午後　０時０６分　　休　憩

---

午後　１時００分　　再　開

○議長（櫻井公一君）　それでは、会議を再開いたします。

平成23年度の松島町教育委員会教育行政点検評価について報告がございました。これについて質疑を受けたいと思います。質疑を受けます。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしの声があり、質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第１２　議案第８５号　専決処分の承認を求めることについて（平成２４年度松島町一般会計補正予算（第６号））

○議長（櫻井公一君）　日程第12、議案第85号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第８５号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年11月17日、平成24年度松島町一般会計補正予算（第６号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりその承認を求める。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第85号平成24年度松島町一般会計補正予算につきまして、平成24年11月17日で専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げます。

今回の専決処分につきましては、11月16日の衆議院解散により、緊急を余儀なくされたこと

に伴う投開票経費及び投票所入場券等の準備、諸経費について専決したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君）　起立全員であります。よって、議案第85号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

日程第１３　議案第８６号　松島町暴力団排除条例の制定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第13、議案第86号松島町暴力団排除条例の制定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第８６号

松島町暴力団排除条例の制定について

松島町暴力団排除条例を次のように定める。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第86号、松島町暴力団排除条例の制定について、提案理由を申し上げます。

暴力団排除に関して、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進することにより、町民の安全と平穏な生活を確保するため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第１４　議案第８７号　職員の給与に関する条理の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第14、議案第87号職員の給与に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第８７号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第87号職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成24年８月８日に出された人事院の勧告に鑑み、55歳を超える職員の給与水準上昇を抑制するため、当該条例の改正を行うものであります。

詳細については、担当課長から説明を申し上げます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君）　それでは、皆さんの手元にあります資料、グラフ的なものに基づいて説明を申し上げます。

まず、今回の改正につきましては、昇給制度の改正ということで、表２つ、現行と見直しというふうに比較をさせていただいております。

まず、今回の改正では、今、提案理由で申し上げましたけれども、55歳を超える職員については標準の勤務成績では昇給しないというのが今回の改正になります。

現行はどうなっているかということで、現行は昇給区分が大きく５つ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅというふうになりまして、真ん中の標準Ｃが２号俸ということになります。この分が標準の勤務成績では昇給しないということで、見直し後が標準以下につきましてはゼロ、それ以後については極めて良好、特に良好については、記載の号俸で昇給するという内容であります。

それで、今回、この規則があります。初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則という中で、

この昇給区分が松島の規則の中で区分されております。この規則についても、今回の条例に伴いまして、参考の表にあります。一番下のように改正を必要とするというものであります。

なお、ここで「極めて良好」とか「特に良好」というこの区分になりますけれども、これにつきましても、松島町の職員の勤務評定の基準等に関する規則というのがあります。この中で、この文言の整理をされています。ここで、松島町はこの規則をつくった段階で、勤務成績を給料に反映しないということで規則が動いております。

なおまた、今回の震災で、去年、一昨年と、この勤務評定は実施していない状況にあります。

あと、今後でありますけれども、これに合わせまして３月になるかと思います。56歳以上はこういう形でありますけれども、給料の構造改革で、若年層、給料の抑制をかけております。多分、３月議会で人事院の規則等が出てくるかなと思います。それによりまして、今分かっている内容としては、30歳から30歳以上38歳未満の職員については１号俸を回復させると。今まで抑制された分を回復するという、そういうものが今後出てくるかと思います。出てきた場合には、３月の中で議会で対応させていただいて、４月以降にその分を反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第１５　議案第８８号　松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第15、議案第88号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第８８号

松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について

松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成24年12月4日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第88号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び松島町地域活動支援センター条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保険福祉施策策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第１条において、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に法律名が改められたことにより、本町において条文中に引用している２つの条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第１６　議案第８９号　塩釜地区消防事務組合規約の変更について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第16、議案第89号塩釜地区消防事務組合規約の変更について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第８９号

塩釜地区消防事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号第286条第１項の規定により、塩釜地区消防事務組合規約（昭和45年宮城県指令第6952号）を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第89号塩釜地区消防事務組合規約の一部変更について提案理由を申し上げます。

今回の規約の一部変更につきましては、地域社会の共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法第１条において、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とする題名の改正が行われたことから、塩釜地消防事務組合規約中、障害者自立支援法について同様の改

正を行うものであり、地方自治法第区第286条第１項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議を求められており、同法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第１７　議案第９０号　字の区域を新たに画することについて（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第17、議案第90号字の区域を新たに画することについて（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第９０号

字の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年）法律第67号第260条第１項の規定により、本町の区域内の字の区域を次のとおり新たに画するものとする。

平成24年12月14提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第90号字の区域を新たに画することについて、提案理由を申し上げます。

県営圃場整備事業土手外地区は、平成17年度から工事を進めてきましたが、平成25年度で工事が終了する運びとなり、今後、換地処分の法手続を行い、関係地権者の権利確定を行うため、事業区域の字を「幡谷字土手外西」、「竹谷字土手外東」という小字に新たに画して合理的に整理するため、地方自治法第260条第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第１８　議案第９１号　大郷町の公の施設の設置に関する協議について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第18、議案第91号大郷町の公の施設の設置に関する協議について

（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第９１号

大郷町の公の施設の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の３第３項の規定により、下記のとおり、大郷町の公の施設の設置を認めるものとする。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

記

１　公の施設の名称　　大郷町住民バス停留標識物

２　設置の場所　　松島町高城字西柳 32 番地の４（松島高校入口）

松島町高城字町 203 番地の３（松島町役場備蓄倉庫前）

３　設置の目的　　大郷町住民バス運行のため

４　住民の使用関係　　本町住民の当該施設の使用については、大郷町住民バスの運行に関する条例の定めるところによる。

５　経費の負担　　施設の設置及び維持管理に要する経費は、大郷町が負担する。

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第91号大郷町の公の施設の設置に関する協議について、提案理由を申し上げます。

今回の公の施設の設置に関する協議につきましては、大郷町住民バスのバス停留標識物の設置（２カ所）に関するものであり、地方自治法第244条の３第３項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第１９　議案第９２号　工事請負契約の締結について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第19、議案第92号工事請負契約の締結について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第９２号

工事請負契約の締結について

平成23年10月14日に申請受付のあった東日本大震災における損壊家屋等の解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年松島町告示第26号）第２条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

記

１　工　　事　　名　　東日本大震災に係る損壊家屋等解体工事

２　施行する場所　　松島町松島字松本崎６番地１

３　契 約 の 方 法　　随意契約

４　契　約　金　額　　金6,880万6,500円

５　契約の相手方　　宮城県仙台市青葉区小田原６丁目７番１号

株式会社東洋環境開発

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第92号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災に係る損壊家屋等解体工事に関するものであり、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第２０　議案第９３号　平成２４年度松島町一般会計補正予算（第７号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第20、議案第93号平成24年度松島町一般会計補正予算（第７号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第93号

平成24年度松島町一般会計補正予算（第７号）

平成24年度松島町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74億4,262万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億9,451万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第93号平成24年度松島町一般会計補正予算（第７号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、復興支援定住促進事業及び災害復旧事業並びに平成24年11月30日付交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金等について補正するものであります。

歳出につきまして、６ページをお開き願います。

２款総務費１項１目一般管理費等の職員時間外勤務手当につきましては、震災対応業務等に伴う職員時間外勤務手当を補正するものであります。８目企画費の復興支援定住促進事業につきましては、９月定例議会に補正予算を計上し増額したところでありますが、さらに予想を上回る申し込み件数となっていることから、20件分を増額するものであります。17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、11月30日付で交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金全額を積み立てするものであります。18目復興推進費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施します松島地区等避難施設整備事業進入路整備測量設計業務ほか６事業について補正するものであります。20目仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎建築に係る実施設計業務及び仮庁舎整備予定地に盛り土材を仮置きすることから、用地賃借料について補正するものであります。

５項２目指定統計費につきましては、就業構造基本調査等の指定統計に係る交付金額の確定に伴い、精査し補正するものであります。

８ページをお開き願います。

３款民生費３項１目災害救助費につきましては、災害等廃棄物の破砕処理、運搬料に係る手

数料及び仮置き場用地の現状復旧工事並びに、宮城東部衛生処理組合への特別負担金等について補正するものであります。

６款農林水産業費１項１目農業委員会費につきましては、当初、農地制度実施円滑化事業として、経営再開マスタープランに係る地図作成を職員で実施する予定でありましたが、補助要件が変更となったことに伴い、業務委託で実施するよう事業内容を変更し、補正するものであります。

10ページをお開き願います、

８款土木費２項３目道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施します町道手樽富山駅線道路整備事業測量設計業務ほか４事業について補正するものであります。

５項２目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計で実施する東日本大震災復興交付金事業分について繰出しするものであり、５目街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施します根廻磯崎線道路築造事業について補正するものであります。

６項４目災害公営住宅整備費につきましては、東日本大震災大震災復興交付金事業として実施します災害公営住宅防災広場整備事業測量設計業務について補正するものであります。

９款消防費１項４目組合消防費につきましては、塩釜地区消防事務組合において震災復興事業として全国瞬時警報システム整備事業が追加されたことに伴う構成市町負担金について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

10款教育費３項４目学校建設費につきましては、中学校体育館の大規模改修工事に伴い、交換が必要な備品について補正するものであります。

11款災害復旧費２項１目公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災による道路災害復旧工事25カ所及び町管理漁港の３漁港の災害復旧工事並びに後沢川河川災害復旧工事に係る電力・ＮＴＴ柱移転費用について補正するものであります。

なお、漁港災害復旧事業につきましては、平成24年度より平成26年度まで３カ年での復旧工事を実施してまいります。

４項１目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、勤労青少年ホームにおいて、東日本大震災後に施設の西側壁及び図書室屋根からの雨漏りが顕著となったことに伴い、復旧工事を実施するために実施設計業務について補正するものであります。

歳入につきまして、３ページをお開き願います。

１款町税５項１目入湯税につきましては、本年７月から全てのホテル、旅館が、東日本大震災以前の営業状態に戻り、これに伴い、入湯税が課せられる入湯客数がふえる見込みとなったことにより補正するものであります。

９款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、今年度交付額の確定に伴い、減額するものであります。

11款地方交付税１項１目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興交付金事業及び災害等廃棄物処理事業並びに災害復旧事業を精査し補正するものであります。

４ページをお開き願います。

15款国庫支出金１項３目災害復旧費国庫負担金及び２項１目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました公共土木施設災害復旧事業、災害等廃棄物処理事業に対するものであります。６目東日本大震災復興交付金につきましては、第４次配分として交付可能額通知を受け補正するものであります。

16款県支出金２項５目農林水産業費県補助金及び３項１目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました農地制度実施円滑化事業、統計調査費に対するものであります。

19款繰入金１項３目介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度の塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰り入れするものであります。

２項３目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました復興支援定住促進事業に対して繰り入れするものであります。４目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、第４次配分として決定し実施する事業に対し繰り入れするものであります。

21款諸収入５項２目雑入につきましては、前年度の宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金及び障害者自立支援審査会事業の精算金について補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金からの繰入金を増額するものであります。

また、仮庁舎用地賃借、住民情報システムリース、住民基本台帳ネットワークシステムリース、ひとり暮らし老人等緊急通報システム管理業務、学校給食調理等業務、漁港災害復旧事業、松島地区等復興まちづくり推進事業につきまして、債務負担行為を設定させていただくものであります。

なお、東日本大震災復興交付金事業につきまして、震災復興対策監より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君）　それでは、歳入15款国庫支出金２項６目東日本大震災復興交付金について、お配りした資料に基づき説明をさせていただきます。

初めに、資料１をごらんください。

資料１につきましては、第４回申請において配分された復興交付金事業の一覧となっております。

第４回申請につきましては、10月17日に、復興庁に対し平成24年度から平成27年度までの22事業に対しまして、事業費100億6,455万円、交付金78億3,227万8,000円を申請しております。

11月30日に、交付可能額が通知されまして、申請事業のうち、平成24年度から平成26年度までの22事業に対し、事業費88億6,466万円、交付金69億1,703万8,000円が配分されております。

資料１の表、左側の区分欄に記載しております「変更」が、第３回までに既に配分を受けている事業で、今回の第４回の申請で調査設計費及び工事費の一部について追加配分を受けた事業でございます。

新規については、第４回の申請において新たに追加申請した事業となっております。

変更、追加した事業は、№１から№15までの15事業、新規として申請した事業は№16から№22までの７事業となっております。

また、資料１の２枚目、Ａ３版の資料をごらんいただきたいと思います。

１枚目の事業一覧の中の事業の位置図となっております。

それでは、資料１の新規申請により採択を受けました事業の概要について、説明をさせていただきます。

№16につきましては、本町では災害公営住宅について52戸の整備が認められており、そのうち40戸については既に事業採択を受け推進しております。今回、動伝地区を整備予定箇所として、残り12戸分の災害公営住宅の整備を図る事業となっております。

№17です。ＪＡ仙台松島支店の建て替えに合わせてＪＡの新築建物の２階、３階の一部を、津波避難施設として整備をする事業となっております。

№18です。観瀾亭敷地内にあります、通称産業観光課分室と呼んでおる建物を取り壊し、新たに災害時における観光客等の避難のための施設として整備を図るもので、平時は観光客の休憩、交流スペースとして利用可能な施設整備を計画しております。

№19です。城内土地区画整理事業により設けられました明神踏切近くの公園用地を防災広場として整備を図る事業となっております。

№20です。国土交通省事業として計画が進められております国道45号の松島海岸駅前から五

大堂付近までの歩道拡幅整備に伴い、国道敷内に占用している下水道管渠等につきまして、公園側へ施設を移設する事業となっております。

№21です。磯崎地区に整備を進めている災害公営住宅の入居者の駐車場40台分の整備事業となっております。

№22です。復興まちづくりの推進を図るため、家屋被害など震災の被災履歴、都市計画、防災関連施設等の情報について、地理情報システムを構築しデジタル化を図る事業となっております。

資料１の説明は以上でございます。

次に、資料２についてでございます。

こちらにつきましては、ことし１月26日の議会全員協議会に、その時点において予定している交付金事業の全体計画としてお示ししておりました事業一覧を基準といたしまして、各計画事業の採択状況を示したものでございます。

今回は、このたびの第４回配分内容を反映して、資料内容を更新しております。

各ページ上段の凡例にありますが、左端の番号の色で事業採択区分を示しております。緑色の着色は第１回採択事業、黄色は第２回採択事業、オレンジ色は第３回採択事業、ピンク色は、今回の第４回新規採択事業、水色は第３回までの採択事業で第４回申請において追加配分を受けた事業となっております。

また、各行における上段記載の内容は１月26日に示した当初の計画の内容、下段朱書きの内容は事業計画の申請、または採択された内容となっております。

採択事業の下段朱書きの事業費につきましては、第１回から第４回までに配分された各年度の事業費の合計となっております。

第４回配分後の計画事業数は、23番、37番、枝番号がついております。この枝番号もそれぞれ１事業と数えますと67事業となっております。

復興交付金におきます第１回から第４回までに配分された交付対象事業費は、最終８ページに記載しております。交付対象事業費は103億7,617万3,000円、交付金額は81億3,760万1,000円となっております。

なお、これまで採択となっていない事業の対応につきましては、各事業の備考欄に今後の対応等の概要を記載しておりまして、復興交付金とは別の補助制度で対応するもの、また、事業内容を再考し、復興交付金事業として継続検討するもの、さらに単独事業として取り組むものなどに分類しております。

また、次回の第５回申請は、年明けの１月中旬に予定されております。復興交付金事業として可能性が残されている事業につきましては、精査を重ね、復興庁とも十分に意見交換をしながら申請につなげてまいりたいと考えております。

資料説明につきましては以上でございます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第２１　議案第９４号　平成２４年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第21、議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第94号

平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

平成24年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億5,826万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億1,730万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第94号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、震災対応業務等に伴う職員時間外勤務手当及び医療費等の増加による保険給付費を補正するものであります。

歳入につきましては、保険給付費の増額に伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第２２　議案第９５号　平成２４年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第22、議案第95号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第95号

平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第３号）

平成24年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,872万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億412万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第95号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、震災対応業務等に伴う職員時間外勤務手当及び介護サービス利用の増加による介護サービス等諸費並びに東日本大震災に係る平成24年度の利用者負担免除を平成25年３月まで延長を行うために、保険給付費を補正するものであります。

歳入につきましては、東日本大震災による介護保険料の減免に対するもの及び保険給付費の増額に伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第２３　議案第９６号　平成２４年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第23、議案第96号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第96号

平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成24年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,461万9,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は「第２表　地方債補正」による。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第96号、平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成24年11月30日付交付可能額通知のありました、東日本大震災に復興交付金事業について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第２４　議案第９７号　平成２４年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第24、議案第97号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　議案第97号

平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）

第１条　平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条　平成24年度松島町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目第１水道事業費用、既決予定額６億904万5,000円、補正予定額506万3,000円、計６億1,410万8,000円。

第１項営業費用、既決予定額５億6,588万2,000円、補正予定額465万4,000円、計５億7,053万6,000円。

第２項営業外費用、既決予定額1,502万5,000円、補正予定額40万9,000円、計1,543万4,000円。

上記以外の予算既決予定額2,813万8,000円、補正予定額ゼロ、計2,813万8,000円。

第３条　平成24年度松島町水道事業会計予算第５条に定めて債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事項、水道会計システム機器リース。期間、平成25年度から平成29年度まで。限度額241万2,0000円。

水道料金・会計システムリース。期間、平成25年度から平成29年度まで。限度額1,296万8,000円。

平成24年12月14日提出

松島町長　大　橋　健　男

○議長（櫻井公一君）　提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君）　議案第97号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道事業電算システムリース満了に伴い、機器更新及びソフトウェア改修等を行うことから、営業費用の所要額を増額し、合わせて債務負担行為をする事項、期間及び減額を補正するものであります。

また、営業外費用につきましては、平成23年度水道事業決算確定に伴い、災害復旧費国庫補助金消費税相当額の返還が必要となったことから、必要所要額を補正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第２５　委員会提案第１号　国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第25、委員会提案第１号国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について（朗読説明）を議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　委員会提案第１号

平成24年12月14日提出

松島町議会議長　櫻　井　公　一　殿

提出者　第２常任委員会

委員長　渋　谷　秀　夫

国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第７項及び会議規則第13条第３項の規定により提出します。

国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書（案）

本年６月に公表された平成23年度人口動態統計月報年計の概況によれば、合計特殊出生率は1.39と横ばいで、人口を維持するのに必要な2.08への回復は依然として困難な水準で推移しております。

このまま少子化が進行するならば、子どもの健全な成長への影響のみならず、高齢化や生産年齢人口の減少など、人口構造の大きな変化により、社会経済や社会保障のあり方あにも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、少子化対策の重要施策として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児（または子ども）医療費助成制度が、公的医療保険制度を補完する制度として国内全ての都道府県及び市区町村実施され、通院では４割、入院では５割以上の市区町村が中学校卒業まで助成しています。

しかし、自治体間の財政力の違いなどもあり、子どもの対象年齢など制度が異なるため、住む地域によってサービスに格差が生じているのが現状です

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、アトピー性皮膚炎や小児ぜんそくなど、長期の治療を要する病気も増加しており、また、永久歯が完成する中学校時期まで、口腔管理の充実にとっても病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っています。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すためには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには何よりも国の支援が不可欠です。

よって、政府においては、自治体間格差をなくし、どこでも安心して子育てができるよう、子どもの医療費無料制度を早急に創設するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県松島町議会

提出先　衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣

以上です。

○議長（櫻井公一君）　続いて、提出者からの説明を求めます。第２常任委員会渋谷秀夫委員長。

○７番（渋谷秀夫君）　委員会提案第１号、国による子どもの医療費無料制度の創設を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

年々、少子高齢化が進み、このまま深刻化していくと、生産人口の減少など人口構造に変化が生じ、社会経済や社会保障のあり方に大きな影響を及ぼす可能性があります。

現在、少子化対策の重要施策として、医療費助成制度を国内全ての都道府県及び市町村で実施されておりますが、自治体間の財政力の違いなどから、対象年齢などの制度が異なり、住む地域によってサービス格差が生じています。

子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指すため、地方制度の安定化が必要です。

国による支援制度として、子どもの医療費無料制度を早急に創設することを求めるよう、政府等に意見書を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君）　議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第２６　委員会提案第２号　乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君）　日程第26、委員会提案第２号乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について（朗読説明）を議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井一夫君）　委員会提案第２号

平成24年12月14日提出

松島町議会議長　櫻　井　公　一　殿

提出者　第２常任委員会

委員長　渋　谷　秀　夫

乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第109条第７項及び会議規則第13条第３項の規定により提出します。

乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書（案）

格差や貧困が拡大する今日の社会・経済状況の中で、子どもを産み、育てるのは本当に大変なことです。その中で、乳幼児助成制度は、今、子育て世代への経済支援策として大きな役割を果たしています。

松島町は、仙台圏にありながら人口減少が著しく、若者の定住と子育てしやすい環境を目指して、ことし10月から子ども医療費助成制度の拡充を行い、通院では就学前まで、入院で中学校卒業までを助成の対象期間としました。

しかし、栗原市、東松島市、七ヶ宿町、村田町、色麻町、女川町は、中学校卒業まで、角田市、蔵王町、利府町、加美町、涌谷町は小学校卒業まで、通院・入院ともに助成するなど、県内の自治体間の施策の違い、財政力の違いにより格差が生まれています。

こうした県内自治体の医療費助成制度は、通院が３割未満、入院は就学前までを対象年齢とする件の制度に上乗せする形で、地域住民の要望に応え、段階的に対象年齢の引き上げが行われてきましたが、現在、宮城県と同じ対象年齢の制度を持っている都道府県は、新潟、大阪、佐賀の１府２県だけで、47都道府県中39都道府県は、通院・入院とも就学前までないしはそれ以上の制度拡充がされ、子育て世代を支えています。

乳幼児医療費助成制度は、本県の子育て支援の重要な柱であり、他県に劣らない制度拡充が求められているものと確信するものです。

よって、宮城県においては、県内自治体の助成制度の状況を勘案の上、現行制度の一層の拡充を行うよう求めるものです。また、国に対し、子ども医療費無料制度の創設を強く求めていただくよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県松島町議会

提出先　宮城県知事・宮城県議会議長

以上です。

○議長（櫻井公一君）　続いて、提出者からの説明を求めます。第２常任委員会渋谷委員長。

○７番（渋谷秀夫君）　委員会提案第２号、乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書について、提出理由のご説明を申し上げます。

格差や貧困が拡大する今日の社会・経済状況の中で、子どもを産み、育てるのは本当に大変です。子育て支援施策として医療費助成制度の充実が望まれています。

宮城県における乳幼児医療費助成制度は、通院が３歳未満、入院は就学前までが対象年齢であり、全国でも最も低い水準に位置しています。

また、自治体財政力等の理由から、県内市町村間でサービス格差が生じています。

現行制度について、県内各自治体の助成制度状況を踏まえた上で、一層の拡充と、さらには国に対し、子ども医療費無料制度の創設を強く求めていただくよう要請するため、宮城県知事及び宮城県議会議長に対して意見書を提出するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井公一君）　朗読並びに提出からの説明が終わりました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、17日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後１時５５分　　散　会